大阪 IR カジノ誘致「メール疑惑」

大阪港湾局営業推進室販売促進課は 3 日、「大阪港湾局における IR 用地の鑑定評価にかかる不適切な公文書管理について」を公表した。6 日の市議会建設港湾局でも質疑が行われたが、講演会と重なり傍聴できなかったので、報道発表資料を抜粋して紹介する。

1 概要・経過

令和 5 年 4 月に、IR 用地にかかる鑑定評価に関する資料について、改めて確認していたところ、共用パソコンの外付ハードディスク等内に鑑定業務関係のメール資料が保存されていることが判明したため、関係職員へのヒアリング、メール資料の内容確認や関係者への確認・調整の結果、198 通が情報公開の対象文書に該当するものと確認しました。また、保存されたメール資料を確認する中で、本市から各鑑定業者に発送したメールの中に、鑑定業者 1 社の社名と担当者名が記されたまま 3 回にわたって送信していたものがあったことも判明しました。

3 発生の原因

パソコンの不具合に備えるため、4 年 9 月から 11 月にかけて、ネットワークサーバーに保存している鑑定業務関係のメール資料を含むデータを、外付ハードディスクに複写し、ネットワークサーバー内のメール資料を削除しました。その際、外付ハードディスクに複写した記録を適切に共有していなかったため、課内でメール資料が外付ハードディスクに保存されていることを把握できていませんでした。また、担当職員は、ネットワーク内のメール資料については、保存期間が 1 年未満であり、メール資料の取得から 1 年以上が経過していたことから、公文書には該当しないと考え、ネットワークサーバーからこれらのメール資料を削除しました。なお、大半のメール資料は、情報公開請求日（4 年 11 月 2 日）以降の 11 月 15 日及び 16 日に削除していました。さらに、外付ハードディスクに保存したデータについて、担当職員は「公文書公開対象外」と思い込んでおり、上司である担当課長も、メール資料は保存期間が 1 年であることから、廃棄済みであると誤認していました。以上のことから、この間の誤送信については、重要管理ポイントに基づき、送信前に複数人で確認を行った後に送信するようルールしていましたが、その確認をしていなかったことが原因です。

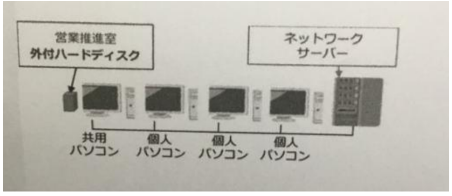

これを読んでもメール疑惑が深まるばかりだ。ネットに詳しい人に教えてもらいたい。注目しているのが、メールを発見した時期である。港湾局は 4 月と伝えているが、毎日と日経には 3 月と書かれている。それを確認するために毎日と港湾局に電話をしたが。

（2023 年 7 月 8 日）